

2017年7月11日

資料5-1

第6回東京都地域がん登録事業運営委員会

議事(3)
がん登録個人情報取扱

がん登録の個人情報の取扱

- がん登録届出内容は改正個人情報保護法における要配慮個人情報
- がん登録の届出には「**本人同意の取得**」が不要
 - 📖 改正個人情報保護法(平成29年5月30日施行)および「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成29年2月28日改訂)における規定との整合性については、平成29年5月30日厚労省健康局長通知に示されている
- 利用目的による制限の例外(改正個人情報保護法16条第3項)
 - 📖 全国がん登録・院内がん登録は、「1. 法令の基づく場合」を適応
 - 📖 地域がん登録の場合、「3. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合」を適応

がん登録における個人情報保護のための 安全管理措置マニュアル

- 都道府県がん登録室において都道府県がん情報等の漏洩，滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な対策
 - ✎ 地域がん登録安全管理措置マニュアルを継承
- 概要：基本的な安全管理対策と推奨される安全管理対策
 - ✎ 組織的安全管理対策：登録室責任者が安全管理に関する要領手順を整備運用し実施状況を確認する
 - ✎ 物理的安全管理対策
 - ✎ 技術的安全管理対策
 - ✎ 人的安全管理対策
- 都道府県がん登録室外部監査
 - ✎ 組織的安全管理対策として各都道府県が受ける定期的外部監査
 - ✎ 平成28年度7都道府県実施済み，平成29年度以降毎年10都道府県程度に対して外部監査実施予定
 - ✎ 業務委託組織：国立がん研究センター⇒NPO日本がん登録協議会

当登録室における安全管理措置対応

- がん登録室業務室完全**専有化**・実務担当者**専任化**
- 入退室管理・セキュリティに関する**職員教育徹底**
- 登録室内個人情報**の物理的媒体保持の制限**
 - ✍ 登録室内に個人情報の物理的媒体を置かない登録業務体制が基本形である(クラウド型情報管理体制)
 - ✍ がん登録個人情報物理的媒体保持は短期間かつ確実な廃棄
- 個人情報照会**は情報流出未然防止の手順化**
 - ✍ 病院等外部と登録室双方で事前に「**連絡担当者**」を定め、連絡担当者のみでやりとりを行う
 - ✍ 本人確認を徹底する(なりすまし防止)
- がん登録情報移送(届出・遡り調査等)における個人情報管理
 - ✍ 移送方法は国が指定した方法の遵守